

災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が  
本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関する Q&A

**【一時的な業務遂行の可否】**

(問1) 本制度は、外国の業者が、本邦で登録業務を行うグループ会社との会議や、要請等に基づき短期間の出張で来日し、当該業者の本国で通常行う業務を一時的に本邦で行うことを、禁止または妨げるものではないと理解してよいか。

(答)

本制度は、外国業者の出張者が、当該外国業者の本国で行う業務を一時的に本邦で行うことを禁止するものではありません。なお、出張者が長期間にわたり当該業務を行う場合など、金融商品取引業を本邦で行ったと評価できる場合があります。その場合には、金融商品取引業の登録を受ける必要があることにご留意ください。

**【入国手続き関係】**

(問2) ビザ免除措置国・地域のパスポートを所持している外国投資運用業者の役職員が業務を継続する目的で入国する場合で、当該役職員は日本で報酬を受ける活動に従事することはなく、かつ、それぞれ国毎に決められた短期滞在の期間を超えて滞在することがない場合には、入国に際してビザの取得は必要ないとの理解でよいか。

(答)

入国手続きに関しては、本邦の入国制度に則り、申請者の責任で行ってください。

**【税法関係】**

(問3) 外国投資運用業者の役職員が業務継続の目的で来日し、国内で賃借したオフィス、または国内関連投資運用業者のオフィス内で業務継続を一定期間(90 日以内)行う場合、業務継続のみを行うのであれば、当該外国投資運用業者の顧客への営業活動を当該オフィスから行ったとしても、その場所が税法上の恒久的施設(いわゆる PE)として認定されることはない、との理解でよいか。

(答)

本制度の活用によって、税法の解釈に何らかの変更がなされるものではなく、個々に判断され

ることになりますので、個別に税務署等にご相談ください。

**【事前承認の可否】**

(問4) 自然災害を始めBCPの対応が必要となる状況は、突然発生する機会が多いことを考慮した場合、現実的に本制度による承認を得るための時間的余裕がないことが多分に想定できる。BCPの実効性を確保するために、「業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれ」が実際に発現する前に一定の事前承認を得るなどの対応は可能か。

(答)

本制度の対象は当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合に限定されますが、実際にそのような状況が発現した場合に備えて、あらかじめ申請予定者から申請内容について相談を受け、実質的な審査を行い、実際に本邦で業務を行うことが必要となった時点で速やかに承認・不承認の判断を行うことも想定しています。

**【申請から承認までの日数の目安】**

(問5) 本制度の承認について、申請から承認までに要する日数の目安を教えてください。

(答)

事前に申請書面の内容について実質的な審査を受けている場合において、書面に不備がなければ、申請書の受理後3営業日程度で承認・不承認の判断を行う予定です。

**【再申請の可否】**

(問6) 承認期間は最長3か月となっているが、一旦承認を受けたあとで、承認された期間を超えて日本国内で業務を継続せざるを得ない状況が発生した場合、延長申請若しくは新規の追加申請をすることは可能か。

(答)

業務の継続が困難な状況が3か月で収束しない場合には、再度承認を受けることで、業務を継続することは可能です。承認を延長する制度は設けていないため、再度の承認申請の際には、改めて必要な書類を提出することが原則ですが、申請の日付以外の申請内容に変更がない場合については、添付書類については前回申請時と同内容である旨を誓約する書面を提出することで、添付を省略して差し支えありません。なお、本制度を本来の目的である一時的な避難ではなく、長期に本邦で営業を行うために利用するなど、本来の目的とは異なる目的で利用していると認められる場合には、承認をしないこともあります。

**【本邦業者による代理手続き】**

(問7) 外国の金融商品取引業者が承認手続きを行う際に、国内に拠点のある当該外国金融商品取引業者のグループ会社や当該外国金融商品取引業者に運用を委託する国内の金融商品取引業者が、当該外国金融商品取引業者のために、災害時の体制に関する相談に応じることや、当該外国金融商品取引業者に代わって承認申請書の作成及び提出を行うことは可能か。その場合、国内グループ会社や国内金融商品取引業者は、その対応を行うために、当局に申請や届出等を行う必要があるか。

(答)

本制度の承認申請を検討している外国業者が所属するグループの国内拠点である金融商品取引業者や、当該外国業者と取引のある国内金融商品取引業者が、本制度の承認申請について相談に応じることやサポートを行うことは、特に問題ありません。また、それらを行うことについて、当該国内拠点や当該国内金融商品取引業者が、当局に対して申請や届出等を行う必要はありません。ただし、承認申請は当該国内拠点や国内金融商品取引業者としてではなく、当該外国業者として行う必要があります。

**【国内における代表者について】**

(問8) 定義府令第 16 条第5項第4号の「国内における代表者」について、国内拠点の責任者(例えば、コンプライアンス統括責任者等)とすることは可能か。

(答)

国内における代表者については、基本的には、定義府令第 16 条第5項第5号の国内従事者のうち、上位の役職にある者が任命される必要があると考えられます。

また、当該外国業者が本邦の金融商品取引業者の関係会社である場合、当該金融商品取引業者の役職員が当該外国業者の「国内における代表者」を兼務することは、特に問題ありません。

**【緊急時において入手困難な添付書類の提出方法】**

(問9) 本改正が目的とする一時的な業務実施は、緊急の必要があるから行われるものと考えられるが、災害等により、国の首都機能に甚大な損害があり公的サービスの継続提供が中断しているような場合等、本条第6項第4号で求められている書面を迅速に入手することが不可能な場合もあり得るが、そのような場合には、どのような書類を添付すればよいか。

(答)

本制度は、外国当局から第一種金融商品取引業又は投資運用業の許認可等を受けている海外金融事業者について、緊急避難的な対応を措置するものであり、当該事業者が外国当局から

許認可等を取得している事実を確認するため、承認申請書にあわせて、その事実を証する書面を添付することを求めるものです。

当該書面について、何らかの事情で外国当局から発行された書面を添付できない場合は、許認可等の事実を客観的に確認できるものを添付することも可能と考えられます。

具体的には、海外当局が作成した公文書で同様の事項が記載されているものの写しや、海外当局のウェブサイトの許認可業者リスト等の書面等によって確認することが考えられます。

**【本件承認手続きの窓口】**

(問 10) 承認手続きの窓口は、関東財務局か。

(答)

本件承認手続きについては、金融庁本庁にて行います。

申請書の提出先は以下のとおりです。

金融庁監督局証券課

メール: [bcp@fsa.go.jp](mailto:bcp@fsa.go.jp)

また、本邦における拠点の開設・拡充に関するご相談を、以下で承っております。

金融庁・財務局「拠点開設サポートオフィス」

電話: 03-6667-0551

メール: [marketentry@fsa.go.jp](mailto:marketentry@fsa.go.jp)